

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を富山県庁及び入善町役場に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第44号

保安林の指定について

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和2年2月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林の所在場所

富山県下新川郡入善町下飯野字其木4655の1・4678の4・4678の5（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、4647の1、4648の1、4649の1、4649の2、4651の1、4652の6、4653の3、4654の2、4656の1、4714の1、4714の2、4715の2

2 指定の目的

飛砂の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び入善町役場に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第45号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月14日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和2年2月14日

富山県知事 石井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
主要地方道 入善朝日線	下新川郡入善町入膳字猿 角場5638番4から 下新川郡入善町君島字畑 田 120番10まで	変更前		最大 15.3 最小 6.1	172.3	入善土木 事務所
	下新川郡入善町入膳字猿 角場5638番4から 下新川郡入善町君島字畑 田 120番31まで	変更後		最大 20.5 最小 10.0	176.0	
国道 415号	富山市下飯野字馬塚7番 2から	変更前		最大 56.1 最小 29.3	39.5	富山土木 センター
	富山市下飯野字馬塚10番 2まで	変更後		最大 56.1 最小 29.3	39.5	
主要地方道 富山環状線	富山市下飯野字馬塚7番 2から	変更前		最大 56.1 最小 32.7	43.0	富山土木 センター
	富山市下飯野字馬塚10番 2まで	変更後		最大 56.1 最小 32.7	43.0	

富山県告示第46号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月14日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和2年2月14日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
国道 415号	富山市下飯野字馬塚7番2から 富山市下飯野字馬塚10番2まで	令和2年2月14日	富山土木 センター
主要地方道 富山環状線	富山市下飯野字馬塚7番2から 富山市下飯野字馬塚10番2まで	令和2年2月14日	富山土木 センター

富山県告示第47号

港湾施設の概要についての一部改正について

港湾施設の概要について（昭和50年富山県告示第727号）の一部を次のように改正する。

令和2年2月14日

富山県知事 石 井 隆 一

第1の1の(2)の表中

「	岩瀬2号	岩瀬2号物揚場、岩瀬7号物揚場 及び岩瀬さん橋の前面	4.0	32,500	」 5-3
---	------	-------------------------------	-----	--------	-------

を

「	岩瀬2号	岩瀬2号物揚場、岩瀬7号物揚場 及び岩瀬さん橋の前面	4.0	32,200	」 5-3
---	------	-------------------------------	-----	--------	-------

に改める。

第1の3の(2)の表中

「富山 | 岩瀬さん橋 | 富山市岩瀬天神町 | 35 | 20.0 | 4.0 | 富102 |」
 を
 「富山 | 岩瀬さん橋 | 富山市岩瀬天神町 | 50 | 20.0 | 4.0 | 富102 |」
 に改める。

(港 湾 課)

~~~~~  
 公 告  
 ~~~~~

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和2年2月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

大阪屋ショッピング魚津釈迦堂店 魚津市釈迦堂1丁目8番1号

2 店舗を設置する者 株式会社立山酒店

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 武隈 文治

(変更後) 代表取締役 武隈 章平

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社大阪屋ショッピング 代表取締役 平邑 文男

株式会社立山酒店 代表取締役 武隈 文治

株式会社ジャパン・フラワー・コーポレーション 代表取締役 松

村 吉章

(変更後) 株式会社大阪屋ショッピング 代表取締役 平邑 秀樹

株式会社立山酒店 代表取締役 武隈 章平

株式会社ジャパン・フラワー・コーポレーション 代表取締役 松
村 吉章

4 変更の日

3 変更事項 (1)平成25年12月6日

(2)平成19年7月2日、平成25年12月6日

5 変更の理由 設置者及び小売業者の代表者変更のため

6 届出の日 令和2年2月3日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和2年2月14日から令和2年6月15日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和2年2月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

立山酒店・大阪屋ショッピング滑川共同店舗 滑川市魚躬200-1 ほか

2 店舗を設置する者 株式会社立山酒店

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 武隈 文治

(変更後) 代表取締役 武隈 章平

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社立山酒店 代表取締役 武隈 文治

株式会社大阪屋ショッピング 代表取締役 平邑 秀樹

株式会社ジャパン・フラワー・コーポレーション 代表取締役 松村 吉章 ほか1

(変更後) 株式会社立山酒店 代表取締役 武隈 章平

株式会社大阪屋ショッピング 代表取締役 平邑 秀樹

株式会社ジャパン・フラワー・コーポレーション 代表取締役 松村 吉章 ほか1

4 変更の日 平成25年12月6日

5 変更の理由 設置者及び小売業者の代表者変更のため

6 届出の日 令和2年2月3日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和2年2月14日から令和2年6月15日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和2年2月14日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日
令和2年1月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人TEAM AVANTE
- 3 代表者の氏名
宮田 真一
- 4 主たる事務所の所在地
富山県富山市堀川町26番地21
- 5 定款に記載された目的

この法人は、富山県の人々に対して、トライアスロンを中心としたスポーツの普及及び育成に関する事業を行い、スポーツ文化の振興及び健康促進に寄与することを目的とする。